

規程第40号

国立研究開発法人建築研究所共同研究規程を次のように定める。

平成27年4月1日

国立研究開発法人建築研究所理事長 坂本 雄三

国立研究開発法人建築研究所共同研究規程

(通則)

第1条 国立研究開発法人建築研究所（以下「研究所」という。）が国立研究開発法人建築研究所業務方法書（平成27年4月1日国土交通大臣認可、以下「業務方法書」という。）第4条の規定により行う調査、試験、研究及び開発（以下「共同研究」という。）の実施については、業務方法書に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において「知的財産権」とは、以下に掲げる権利をいう。

- 一 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権及び特許を受ける権利
 - 二 実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権及び実用新案登録を受ける権利
 - 三 意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権及び意匠登録を受ける権利
 - 四 商標法（昭和34年法律第127号）に規定する商標権及び商標登録を受ける権利
 - 五 著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第10号の2のプログラムの著作物又は同項第10号の3のデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）に係る同法第21条から28条に規定する著作権
 - 六 半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権及び回路配置利用権の設定の登録を受ける権利
 - 七 種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権及び品種登録を受ける地位
 - 八 前七号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち、秘匿することが可能なものであって、かつ財産的価値のあるもの（以下「ノウハウ」という。）
 - 九 上記一から八の各権利に相当する外国における権利
- 2 この規程において「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明を、実用新案権の対象となるものについては考案を、意匠権、商標権、プログラム等の著作権又は回路配置利用権の対象となるものについては創作を、品種登録に係る権利の対象となるものについては育成を、ノウハウを使用する権利の対象となるものについては案出をいう。
- 3 この規程において「専用実施権」とは、特許法、実用新案法若しくは意匠法に規定する専用実施権、商標法に規定する専用使用権、半導体集積回路の回路配置に関する法律若しくは種苗法に規定する専用利用権又はプログラム等の著作権に係る著作物について優先的に実施をする権利をいう。
- 4 この規程において「通常実施権」とは、特許法、実用新案法若しくは意匠法に規定する通常実施権、商標法に規定する通常使用権、半導体集積回路の回路配置に関する法律若しくは種苗法に規定する通常利用権又はプログラム等の著作権に係る著作物について実施をする権利をいう。
- 5 この規程において「優先実施権」とは、共同研究において発生し研究所及び研究所と共同研究を実施したもの（以下「共同研究者」という。）が共有する知的財産権又は当該知的財産権に係わる研究所が自ら所有する知的財産権について、研究所が共同研究者又は共同研究者が指定する者（以下「共同研究者等」という。）以外には実施の許諾を行わないことによって生じる共同研究者等が保有することとなる独占的な通常実施権をいう。

(共同研究実施の要件)

第3条 共同研究は、国立研究開発法人建築研究所法（平成11年法律第206号）第12条第1号に定められた業務であって、次の各号に掲げる条件を満たす場合に実施できるものとする。

- 一 調査、試験、研究及び開発（以下「研究等」という。）を共同研究として実施することが合理的かつ効果的なものであること。
- 二 研究等を共同研究として実施することにより研究所の他の業務に支障をおよぼすおそれがないこと。

(共同研究協定の締結)

第4条 研究所は、共同研究を実施しようとするときは、業務方法書第5条第1項の規定により共同研究者と共同研究協定を締結するものとする。

- 2 研究所は、前項に規定する協定の締結を、業務方法書第5条第2項に掲げる事項を記載した協定書を取りかわして行わなければならない。

(知的財産権の帰属等)

第5条 共同研究において発生した発明等に係る知的財産権（以下「本知的財産権」という。）は、研究所と共同研究者双方の貢献度を踏まえて、それぞれの持分等を定め、双方がそれぞれ持分に応じて本知的財産権を所有する。ただし、共同研究者がその知的財産権を研究所に承継する場合はその限りでない。

- 2 共有することとなった本知的財産権のうちノウハウに該当するものについては、研究所と共同研究者が協議し、それをノウハウとしてすみやかに指定する。なお、ノウハウの指定にあたっては、研究所と共同研究者協議の上、秘匿すべき期間を明示する。

(特許出願)

第6条 研究所は、研究所及び共同研究者に属する研究員が共同で行った発明について特許出願をしようとするときは、共同研究者に属する研究員（当該発明が特許法（昭和34年法律第121号）第35条第1項に規定する職務発明であるときは共同研究者。以下この条において同じ。）と共同して行わなければならない。ただし、共同研究者に属する研究員の同意を得たときは、この限りでない。

- 2 研究所は、研究所が共同研究の実施に伴って独自に行った発明について特許出願しようとするときは、あらかじめ、共同研究者の同意を得るものとする。
- 3 研究所は、共同研究者が共同研究の実施に伴って独自に行った発明について当該共同研究者が特許出願しようとするときは、あらかじめ、研究所の同意を得させるものとする。
- 4 研究所は、第1項に規定する特許出願について、当該特許出願に係る特許を受ける権利の持分を定めた共同出願契約を締結しなければならない。
- 5 本条の規定は、意匠権及び意匠登録を受ける権利並びに実用新案件及び実用新案件登録を受ける権利について準用する。

(知的財産権の管理費用)

第7条 研究所及び共同研究者は、本知的財産権を共有する場合には、その持分に応じて、本知的財産権の管理に要する費用（取得に係る費用を含む。以下同じ。）を負担する。ただし、研究所及び共同研究者の協議により、これと異なる費用の負担を定めることができる。

- 2 また、研究所は、次条の規定に係る優先実施権を付与した場合には、共同研究者又は共同研究者の

指定する者に対して、その知的財産権の管理に要する費用の全額の負担を求める。

(優先実施権)

- 第8条 研究所は、共同研究の結果得た技術上の成果(以下「研究成果」という。)に係る発明につき研究所に承継された特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権(次項に定めるものを除く。以下「研究所に承継された特許権等」という。)に係る優先実施権を、共同研究者又は共同研究者の指定する者に限り、当該特許権等の出願の日から10年を超えない範囲内において付与することができる。
- 2 研究所は、研究成果に係る共同発明につき研究所及び共同研究者の共有に係る特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権(以下「共有に係る特許権等」という。)に係る優先実施権を、共同研究者又は共同研究者の指定する者に限り、当該特許権等の出願の日から10年を超えない範囲内において付与することができる。
- 3 前2項の優先実施権の付与については、当該特許権等の出願に先立ち行うものとする。

(第三者に対する実施の許諾)

- 第9条 研究所は、前条第1項の規定に基づき共同研究者又は共同研究者の指定する者に、研究所に承継された特許権等を優先的に実施させた場合において、当該共同研究者又は共同研究者の指定する者が、当該特許権等の実施を許諾した日から1年を経過した後正当な理由なく研究所に承継された特許権等を実施しないときは、当該共同研究者又は共同研究者の指定するもの以外の者に対し当該権利の実施を許諾することができる。
- 2 前項の規定は、研究所が前条第2項の規定に基づき共同研究者の指定する者に共有に係る特許権等を優先的に実施させた場合において、当該共同研究者の指定する者が当該特許権等の実施を許諾した日から1年を経過した後正当な理由なく共有に係る特許権等を実施しないときについて準用する。
- 3 研究所は、前条の規定により共同研究者又は共同研究者の指定する者に優先実施権を付与した場合において、当該優先実施権を付与したことが公共の利益を著しく損うと認められるときは、優先実施期間中においても当該共同研究者又は共同研究者の指定する者以外の者に対し当該権利の実施を許諾することができる。
- 4 研究所は、共同研究者以外の者が共有に係る特許権等を実施できないことが公共の利益を著しく損うと認められるときは、共同研究者以外の者に対し当該権利の実施を許諾することができる。
- 5 研究所は、第3項及び第4項の規定により共有に係る特許権等の実施を許諾しようとするときは、単独で当該実施の許諾をすることができる。

(優先実施権の付与の中止)

- 第10条 研究所は次の各号のいずれかに該当するときは、知的財産権に係る優先実施権の付与を中止する。
- 一 正当な理由がないのに、優先実施権が付与された知的財産権が実施されなかったとき。
 - 二 知的財産権の優先実施権を付与された者以外の者が当該知的財産権を実施できないことが、公共の利益を著しく損なう恐れがあると認められるとき。

(既存特許権等の取扱)

- 第11条 研究所及び共同研究者が共同研究を実施したことに伴い研究成果が発生した場合において、研究所及び共同研究者が共同研究者の構成員の保有する既存特許権等を使用しなければ当該研究成果を実施できない場合、当該既存特許権等の保有者は、研究所及び共同研究者の他の構成員が既存特許権等を実施することを承諾するものとする。ただし、その取扱いについては、当事者が別途協議して

定めるものとする。

(研究所の意志による実施の許諾等)

第12条 研究所は、共有する本知的財産権の自らの持分を共同研究者又は共同研究者の指定する者以外の者に譲渡し、それを目的として質権を設定し、又は専用実施権を設定し、若しくは通常実施権を許諾しようとする場合には、その旨を事前に共同研究者に通知し同意を得なければならない。ただし、共有する本知的財産権であって、優先実施権が付与されていない知的財産権については、共同研究者の同意を得ることなく、研究所は、共同研究者又は共同研究者の指定する者以外の者に通常実施権を許諾できる。

(実施契約)

第13条 研究所は、共有する知的財産権を研究所以外の者が実施しようとするときは、共同研究者と協議の上、その研究所以外の者に対して実施料の支払い等を定めた実施契約を研究所と共同研究者の連名で締結する。

(知的財産権の放棄)

第14条 研究所並びに共同研究者及び共同研究者に属する職員は、共有している本知的財産権を放棄しようとする場合には、放棄する前に、その旨を相互に相手方に報告する。

(著作者人格権)

第15条 研究所は、共同研究において、共有するプログラムの著作物及びデータベースの著作が得られた場合には、それらの著作物に係る発明等を行った者に対して、著作権法（昭和45年法律第48号）第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する著作者人格権を行使しないように措置する。

(準用)

第16条 第6条、第8条、第9条及び第10条の規定は、意匠権及び意匠登録を受ける権利並びに実用新案件及び実用新案件登録を受ける権利について準用する。

(研究成果の公表)

第17条 研究所は、共同研究の成果について、当該共同研究終了後すみやかに公表を行うものとする。

ただし、特に理由のある場合、その公表は5年以内の期間公表しないことができる。

2 研究所は、共同研究に係る研究等の成果を研究所及び当該共同研究者以外の者に知らせようとするときは、あらかじめ、当該共同研究者の同意を得るものとする。

3 研究所は、共同研究者又はその共同研究者に属する研究員が共同研究に係る研究等の成果を研究所及び当該共同研究者以外の者に知らせようとするときは、あらかじめ、研究所の同意を得させるものとする。

(秘密の保持)

第18条 共同研究者は、共同研究の結果知り得た秘密を研究所及び共同研究者以外の者に漏らしてはならない。

(派遣者の受入)

第19条 研究所は、共同研究の実施に必要があると認めるときは、共同研究者が派遣する職員を研究所に受け入れることができる。

(施設の使用)

第20条 研究所は、共同研究の実施に必要があると認めるときは、研究所の施設の一部を共同研究者に使用させることができる。

2 前項の規定により共同研究者が研究所の施設の一部を使用する際には、国立研究開発法人建築研究所安全管理規則その他の研究所の定める規程等を遵守するものとする。

(共同研究の中止)

第21条 研究所は、共同研究の実施期間中において、研究所又は共同研究者の業務上の都合又は天災その他やむを得ない事由が生じ、共同研究を継続することが困難となったときは、共同研究者と協議の上、共同研究を中止することができる。

(実施要領)

第22条 研究所は、この規程を施行するために必要な事務手続きの細目は、要領に定めるものとする。

付 則 (平成27年4月1日規程第40号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(独立行政法人建築研究所共同研究規程の廃止)

第2条 独立行政法人建築研究所共同研究規程(平成13年規程第29号)は、廃止する。